

朝鮮行新聞紙雜誌取扱方の件

明治四十三年十二月二十二日
達第一〇四八號

明治四十四年一月一日より朝鮮行(除釜山)新聞紙雜誌は明治三十五年三月鐵運乙第三四〇號達普通賃證票扱新聞紙雜誌運送規程及同三十年五月鐵運乙第五一二號達新聞紙雜誌特別運送取扱手續に準じ取扱ふべし

運送證票は左の四種とす
一斤 三斤 五斤 十斤
但賃金は一斤に付金壹錢五厘とす

南滿洲鐵道線行新聞紙雜誌取扱方の件

大正元年九月二十八日
達第一六四號

來る十月一日より南滿洲鐵道線行新聞紙雜誌は明治三十五年三月鐵運乙第三四〇號達普通賃證票扱新聞紙雜誌運送規程及同三十五年五月鐵運乙第五一二號達新聞紙雜誌特別運送取扱手續に準じ取扱ひ其運送證票は當分の内普通賃證票を以て代用するものとす但し同線行賃金は一斤金二錢に付實斤量に對し二倍の(最低賃は金五錢に付五斤分を貼付すること)證

票を貼付せしむるものとす

新聞紙雜誌特別運送證票下付に對する賃金前納に際し

厘位を生じたる時取扱方の件

明治三十三年七月六日
運輸日報指令

新橋驛長伺 (六月二十二日)

新聞雜誌特別運送證票請求之れが賃金前納の場合に當り該證票斤量端數を生じたる時は假令ば三十一斤請求之れが割引二割なるときは賃金貳拾四錢八厘を納付せしむべき哉將又厘位を切上げ貳拾五錢納付せしめ可然哉

指令 (七月五日)

新橋乙第四三七號を以て伺出に係る新聞雜誌特別運送證票ト付に對する賃金前納に際し厘位を生じたる場合に於ける計算方の件は前段の通り了知せらるべし

原動機を裝置したる自轉車取扱方の件

明治四十二年四月二十三日
公報注意

原動機を裝置したる自轉車の取扱方に就ては往往疑義を抱く向ある趣なるも右は純然たる

原動機を裝置したる自轉車取扱方の件

自轉車にあらざるを以て無賃扱を爲すを得ざると同時に自働車として取扱ふべきものにも非らざるを以て其賃金の現品に對する易損品扱小荷物賃金と自轉車賃金とを比較し其高きものに依り徴收すべき義に付當務者の注意を要す

自轉車車臺運賃の件

明治三十五年四月十五日
日 報 指 令

大磯驛長伺 (四月十四日電報)

自轉車の車臺のみにて車を添へざるものは組立てざるに依り賃取る可き哉

旅客掛回答 (四月十五日電報)

三四號電報答自轉車にして車を添へざるものは通常小荷物賃にて宜し

時計付自轉車取扱方の件

明治三十五年八月二十五日
日 報 第 一 四 九 六 號

横濱驛長伺 (三十五年八月十三日)

自轉車に小なる時計附屬

但し時計品質は銀、洋銀或は白銅側

右旅客列車便に託送ありたる場合何に據り取扱可然哉

旅客掛回答 (三十五年八月二十三日)

自轉車に小なる時計を附屬せし儘旅客列車便に託送ありたる場合は取り外し出來得る限は荷主をして取り外さしめ若し取り外しの出來ざる場合は一個の附屬品と見做し自轉車に依り取扱可有之

通箱付自轉車取扱方の件

明治三十七年一月八日
日 報 一 九 〇 三 號

新橋驛長回答 (三十七年一月五日)

自轉車に商品通箱附著しあるものは自轉車賃金を徴收すべき方正當取扱と被考候處之れを普通自轉車と見做し取扱ふ向も有之旁區々に相涉り居候右は孰れにより取扱可然哉

旅客掛回答 (三十七年一月八日)

自轉車に商品入りの通箱附著しあるものは相當自轉車運賃を徴收すべきや否やの義に付き新小第二百號を以て伺出の處右は假令ひ旅客自用の場合と雖も總て自轉車運賃を

通箱付自轉車取扱方の件

徴收する義と了知せらるべし

特種三輪自轉車取扱方の件

明治四十三年四月十二日
公報注意

西部管理局長伺

(明治四十三年三月二十九日西管營第三六七號)

特種三輪自轉車(自轉車の前半と人力車とを接合したる如きものにして運轉者の外に尙一人の乗者席を有するもの)取扱方の義に付姫路驛長より伺出有之候處右は明治四十二年四月二十三日公報注意事項に準じ取扱可然哉何分指示相仰度

指令 (明治四十三年四月九日營第四號)

特種三輪自轉車取扱方の件に付西管營第三六七號を以て伺出の處右は其形狀人力車に類し容積も亦之に近きものと被認候に付人力車に準じ取扱ひ可然

小兒用三輪自轉越取扱方の件

明治四十三年十月四日
公報注意

中管局長伺

小兒用三輪自轉車にして組立てたるものは易損品扱、組立てざるものは通常小荷物として

取扱可然哉

指令

伺の通但組立てたるものと雖も損し易き車輪は易損品として取扱ふべし

囚人死體を帝國大學、醫學專門學校へ發送の場合取扱方の件

明治四十三年六月十一日
達第五〇七號

引取人なき囚人死體を各帝國大學又は各醫學專門學校へ發送の場合には附添人を附せず左記各項に依り運賃後拂にて輸送すべし

明治三十六年三月鐵運乙第四三三號及明治三十七年一月山陽鐵道會社達第一四七號は本達施行と同時に廢止す

- 一 容器は一吋板にて内部を亞鉛板張とし死體は防水布を以て密包し惡臭並汚汁等漏洩の虞なき様收容するものとす
- 一 容器表面には「何々學校行」と記載するものとす
- 一 發著驛に於ては學校より當該驛長の同意を得て停車場附近の運送店を指定し置き託

囚人死體を帝國大學醫學專門學校へ發送の場合取扱方の件

送及積込取卸並引取を爲さしむるものとす

大藏省造幣局託送金銀貨取扱方の件

明治廿三年二月十五日
運調第二二二六號

大藏省造幣局託送金銀貨は銀貨二千圓入一箇九十八斤と定め端函は出函に記載の斤量に依り運送の事に協議済に候條該局託送のものに限り別に重量調査に及はず右斤量に依り賃金計算運送取計ふべし

但時時現斤を秤り若し實物本文豫定の斤量に超過するものあるときは其時時車送の後届出べし

中央金庫及大阪金庫託送金銀及白銅貨取

扱方の件

明治三十年九月七日
鐵運乙第八五〇號

自今中央金庫又は大阪本金庫より新橋大阪間貸切車を以て金銀貨及白銅貨運搬方申出たるときは左記各項に依り取扱ふべし

一 緩急車貸切賃金は四噸積一車一哩金五拾錢とす以上一噸を加ふる毎に金貳拾錢五厘を

追加するものとす

二 貨物の積卸及運搬途中保管の責任は總て託送金庫の負擔とす

三 貨物は託送金庫より護送人を付せしめ其護送人は下等乗車切手を所持するものとす

四 貨物を發送したるときは發驛より其旨著驛に電報すべし

大阪本金庫託送金銀貨取扱方の件

明治三十年十月八日
鐵運乙第一二二八號

自今大阪本金庫より貸切車を以て大阪神戸間銀貨運搬方申出づるときは左記各號に依り取扱ふべし

一 緩急車貸切賃金は四噸積一車一哩金壹圓とす以上一噸を加ふる毎に金貳拾五錢を遞加するものとす

二 貨物の積卸及運搬中保管の責任は總て金庫の負擔とす

三 貨物は託送金庫より護送人を附せしめ其護送人は下等乗車切手を所持するものとす

四 貨物を發送したるときは發驛より其旨著驛に電報すべし

託送金銀貨取扱方其他の件

日本銀行託送貴重品取扱方の件

明治四十一年一月二十五日
達 第二一號

改正 四十二年一月 同年六月
達 第五〇號 達 第五四二號

日本銀行支店出張所所在地若くは本支店出張所より其所在地外の地方へ貨幣、兌換銀行券、
(未發行に係る分を含む)金銀塊其他貴重品を旅客又は貨物列車便にて輸送する場合貸切車
の賃金其他の取扱方は左記各項に依るものとす但し旅客列車にて運送する場合は小荷物扱
貨物列車にて運送する場合は貨物扱とす

一 貸切車の賃金は左の割合とし一車未滿は一車分 二十哩未滿は二十哩分の賃金を徴收
するものとす

五十哩未滿
五十哩以上
二百哩未滿
二百哩以上

一噸一哩に付
同

金貳拾五錢
金拾五錢
金拾錢

但短距離運賃が長距離運賃より高きときは低廉なる方に依る

二 貨物の積卸及運搬中保管の責任は日本銀行に於て負擔し乗車券を所持する護送人を付

するものとす

三 貨物の幾部分を途中驛に於て積卸を爲す場合には豫め出發驛に申出づるものとす

四 船車の連絡は下の關門司間及青森函館間に限り取扱ふものとす

但青森函館間連絡のものに限り本州、北海道線各別に打切り賃金を計算し航路に對し
ては別に貴重品の普通賃金を徴收するものとす

五 運賃は總て後拂とす

六 貨物を發送したるときは關係驛に電報すべし

七 本達に牴觸する從來の達は總て廢止す

金銀貨幣貸切輸送賃金取扱方の件

明治三十一年十一月二十八日
運輸日報第三七三號

京都驛長伺 (電報)

三十一年十月二十日付鐵運乙第二〇五四號 (同達は四十一年一月達第二二號に依り改
正) 金銀貨幣貸切輸送賃金は貨物小荷物中孰れに收入するものなるや

指令

託送金銀貨取扱方其他の件

金銀貨等の貸切賃金は小荷物の収入とし取扱ふべし

臺灣銀行託送貴重品取扱方の件

明治三十二年八月十九日
鐵運乙第一九四七號

臺灣銀行發行銀行券貸切車扱を以て輸送方同行より申出たるときは左記各項に據り取扱ふべし

一 貸切車賃金は左記の割合とし一車未滿は一車分の賃金を徴收すべし

新橋横濱驛間は一噸に付

金 五 圓

新橋神戸驛間は一噸に付

金四拾七圓

二 貸切車の積卸し及運搬中保管の責任は總て臺灣銀行に於て負擔し三等乗車切手を所持せる護送人を付せしむるものとす

三 貨物を發送したるときは發驛に於て直に著驛に電報すべし

日本郵船會社託送金銀貨及金銀塊取扱

方の件

明治三十一年四月二十一日
鐵運乙第六七六號

日本郵船會社より大阪神戸間貸切車を以て金銀貨及金銀塊等輸送方申出たるときは自今左記各項に依り取扱ふべし

一 緩急車の貸切賃金は一噸一哩に付金貳拾五錢とし一噸未滿は一噸に切上げ又一車未滿は一車分の賃金を徴收すべし

一 貨物の積卸及輸送中保管の責任は總て郵船會社の負擔とす

一 貨物は郵船會社より護送人を付せしめ其護送人は三等乗車切手を所持するものとす

一 貨物を發送したるときは發驛は直に其旨著驛に電報すべし

日本郵船會社託送清國政府未發行紙幣取扱方の件

明治三十三年六月二十日
鐵運乙第九二一號

清國政府未發行紙幣貸切扱を以て運送方日本郵船株式會社東京支店より申出たるときは左記各項に據り取扱ふべし

一 貸切車賃金は新橋より横濱迄一噸に付金五圓とす

但一車未滿は一車分の賃金を徴收すべし

託送金銀貨取扱方其他の件

二 貸切車の積卸及運搬中保管の責任は總て日本郵船會社東京支店に於て負擔し三等乗車切手を所持する護送人を付せしむるものとす

三 貨物を發送したるときは發驛に於て直に著驛に電報するものとす

内國通運會社託送白銅貨其他取扱方の件

明治三十六年一月十六日 鐵運乙第六七號

改 三十六年十二月 三十七年二月 鐵運第一七七八號 鐵運乙第二六七號

内國通運株式會社より白銅貨、銀貨、金貨、紙幣の運搬方申出たるときは旅客列車便にて左記各項に依り本月十六日より取扱ふべし

一 發著驛 新橋、横濱、静岡、名古屋、岐阜、京都、大阪、神戸、福井、金澤、富山驛 相互間

一 貸切車運賃は左の割合とし一車未滿は一車分又二十哩未滿は二十哩分の賃金を徴收すべし

五十哩未滿

一噸一哩に付

金貳拾五錢

五十哩以上二百哩未滿

同

金拾五錢

二百哩以上

同

金拾錢

一 貨物の積卸及運搬中保管の責任は總て内國通運株式會社に於て負擔し三等乗車券を所持せる護送人を付せしむるものとす

一 貨物發送したるときは關係驛に電報すべし

犬の運送取扱方の件

明治三十八年二月三日 局報第四九號

旅客列車便に依る犬の運送方に關しては小手荷物其他の取扱手續第二十一條第二十二條に明示する處なるも容器に入れたる小犬は頭數の如何に拘らず第二十一條に依り容器を合算したる總斤量に對し運賃を計算し又容器に入れたる小犬は一頭毎に第二條の運賃に依り取扱ふものとす

陸軍電信教導大隊託送軍用傳書鳩輸送方の件

明治三十四年六月七日 鐵運乙第九七五號

(秋田、山形出張所運輸事務所各驛)

陸軍電信教導大隊の證明書携帯の附添人より軍用傳書鳩輸送方申出たる場合には左記の通

軍用傳書鳩輸送方の件

取扱ふべし

但證明書は一覽の上返却すべし

一 軍用傳書鳩は手荷物扱とす

但歸路に於ける空器託送の場合亦同じ

一 附添人は列車停車驛毎に下車し積載の傳書鳩を監視する場合も可有之に付其際は積載車に出入せしむることを得

一 傳書鳩積載の場合には可成他の動物と併載せざる様注意すべし

陸軍電信教導大隊託送軍用傳書鳩輸送證明書雛形

明治三十四年七月十八日 改 三十六年四月
日 報 雜 誌 正 鐵運乙第六三七號

本月七日鐵運乙第九七五號達軍用傳書鳩輸送證明書は左記雛形の通りとす

但同證明書裏面第一項中無賃とあるも右附添人は乗車券に對する制限斤量以内の場合を指したるものにして其斤量制限以外のものに對しては無論相當賃金を徴收すべきものとす

表 面

證明書
何羽籠共
軍用傳書鳩 斤量何斤
區間自何驛至何驛
右爲通信鐵道へ託送候者也
明治 年 月 日
陸軍電信教導大隊 信教導 大隊印

裏 面

一 此證明書を添へたるものは軍用傳書鳩に付附添軍人の兵器と見做し無賃輸送をなすものとす
歸路に於ける空籠も亦同じ
二 此證券は乗車驛に於て掛員に示し鳩の託送をなすものとす
三 附添人は停車時間に於て鳩の積載車に至り其監視を行ふことを得

陸軍工兵會議託送軍用傳書鳩輸送方の件

明治三十五年四月五日 鐵運乙第四〇三號

陸軍工兵會議より軍用傳書鳩輸送方申出の際は客年六月鐵運乙第九七五號軍用傳書鳩輸送手續に依り取扱ふべし

但附添人よりは左記様式の證明書携帯の筈に付一覽の上返却すべし

陸軍工兵會議

表

陸軍工兵
軍用傳書鳩の證
會議印

裏

一 附添人は是の證を鐵道係員に示し手荷物と同様に運搬方の依頼をなすべし

二 若し籠の重量手荷物の斤量以外なるときは是に應ずる賃金を拂ふものとす

傳書鳩取扱の件

明治三十二年七月四日
鐵運乙第一五六九號

陸軍工兵會議より傳書鳩小荷物扱を以て輸送方申出たるときは獸類と混載せざる様取扱ふべし若し緩急車壹輛なるときは可成獸類と隔離せる一方に搭載すべし

鐵道大隊託送軍用傳書鳩輸送方の件

明治三十四年八月三十日
山陽鐵道運達第二四七號

鐵道大隊託送に係る軍用傳書鳩輸送取扱方の義左記の通り相定む

一 軍用傳書鳩を籠に容れ別紙見本の證明書(主要驛に限り配布す)を附し託送を受けたるときは私設鐵道法第六十九條の兵器具に準じ規定の半賃金を以て輸送すべし

但し證明書は鳩の羽數并に籠の箇數及び總斤量發著驛名等を墨書したるものとす

二 軍用傳書鳩付添軍人が停車場に於て停車時間中必要に應じ鳩積載車に就て看守するは妨げなしと雖も鳩と同乗するを謝絶すべし

三 軍用傳書鳩託送の際付添軍人ある場合は鳩の斤量にして付添軍人の乗車券に相當する無賃手荷物制限以内なるときは之に對し別に運賃を徴收せず其歸路に於ける空籠も亦同じ

但し空籠に對しても其箇數及斤量を記載したる證明書を要す

四 軍用傳書鳩積載の場合には可成他の動物と併載せざる様注意すべし

五 證明書雛形左の通り

證明書 主任官印

軍用傳書鳩 何羽籠共 斤量何斤

區間自何驛至何驛
右爲通信鐵道へ託送候者也

明治何年何月何日

鐵道大隊印

軍用傳書鳩取扱方の件

裏

一 此證明書を添へたるものは軍用傳書鳩に付附添軍人の兵器と見做し無賃輸送をなすものとす

歸路に於ける空籠も亦同じ

一 此證券は乗車驛に於て掛員に示し鳩の託送をなすものとす

一 附添人は停車場に於て鳩の積載車に至り其監視を行ふことを得

附記 裏面第一項に兵器具と見做し無賃輸送をなすものとする云々とあるは
本文第三項無賃手荷物制限斤量以内の場合に限る義と知るべし

「スキー」器具取扱方の件 明治四十四年十二月十一日
公報注意

「スキー」器具(積雪上を歩行する器具にして長さ約六尺の橋材二本及同長の杖一本)を託送
の場合には一人一組に限り手荷物として取扱ふべきものに付注意を要す

第五 雜則編

速達便扱貨物取扱手續

明治四十二年九月八日
達第七六八號

速達便扱貨物取扱手續左の通り相定め來る十月一日より實施す

速達便扱貨物取扱手續

第一條 同時託送速達便扱貨物にして同一斤量のもの多數ある場合は通知書に合計箇數を
記し賃金算出の上記事欄内に一箇の斤量を明記すべし

第二條 速達便扱貨物通知書には品名の例に括弧を附し左の例により荷造方を記入すべし

例、澁紙包、油紙包、菰包、蓆包、板、箱入、樽入、行李、張籠の類

第三條 速達便扱貨物には左記様式の驛名札を貼付すべし

(様式略す)

本驛名札には其下方に數字を以て貨物運送狀番號を記入すべし

本驛名札脱落の虞ある貨物には平野荷札を代用すべし

速達便扱貨物取扱手續

第四條 速達便扱貨物にして斤量の端数を切捨て取扱ふもの左の如し

和酒大樽

(四斗入)

百斤分の賃金

同 半樽

(二斗入)

五十斤分の賃金

第五條 荷送人に於て驛止の取扱を申出でたる場合は貨物運送状及通知書記事欄に必ず驛止と記入し其取扱をなすべし

著驛に於ては一般貨物に準じ其取扱をなすべし

第六條 速達便扱貨物の配達は内國通運株式會社をして取扱はしむ

第七條 速達便扱貨物(第五條のものを除く)到着したるときは内國通運株式會社員立會の上正確に之が引渡を爲し契約條項に違背せざる様監督すべし

引換證附貨物なるときは必ず現品と引換に引換證を回収せしむべし若し回収する能はざるときは直に持返り現品を返還せしむべし

第八條 速達便扱貨物の通知書が貨物と同時に到着せざるときは著驛に於ては便宜貨物添付の木札等により貨物配達表(斤量等は通知書著の上記入するも差支なし)を作製し必ず配達契約時間内に其配達を結了せしむべし

附 則

第九條 從來の諸達にして本手續と重複又は牴觸するものは本手續實施の日より總て廢止す

四十年六月二十七日締結、同七月三十日、同八月二十七日、同九月二十五日、同十月二十六日、同十一月五日、同十一月二十七日

契約書 四十一年二月一日、同四月三十日、同五月二十日、同六月三十日、四十二年七月

三十一日、同七月三十一日、同八月三日、同十一月十五日、同十二月二十三日追

加契約

速達便扱貨物配達方及同著拂取扱方に付帝國鐵道廳運輸部と内國通運株式會社との間に左の條項を契約す

第一條 内國通運株式會社は帝國鐵道廳東海道線(平沼、石山、石場、紺屋關を除く)、西成線(天保山を除く)北陸線、中央西線、山陽全線(兵庫、明石、加古川、姫路、龍野、岡山、倉敷、玉島、笠岡、福山、尾の道、三原、廣島、横川、己斐、柳井津、三田尻、下關、門司、吳、釜山、を除く)中央東線(四谷、市ヶ谷、牛込を除く)、信越線(熊の平

速達便扱貨物取扱手續

を除く)、奥羽線、日本線(日暮里、南千住、目黒を除く)、岩越線、北越線、京都線、阪鶴線、(尼ヶ崎を含む)總武線、房總線、七尾線、關西線、(湊町を除く)參宮線、山陰西線、九州線、山陰東線、徳島線、鹿兒島線、横濱鐵道會社線以上各驛

及北海道線瀧川、深川、旭川、落合、士別、名寄、小樽、札幌、登別、函館、森、八雲、黒松内、狩太、長萬部、俱知安、小澤、余市、中央小樽の十九驛に到着する速達便扱貨物を其停車場所在地の市内及約一里半以内の區域に北海道線各驛(本條に於て別に指定せる各驛及狩勝を除く)に到着する速達便扱貨物を其停車場所在地の市街地内に配達するものとす

第二條 内國通運株式會社は速達便扱貨物を前條各驛より受取り東京市内は六時間以内其他の町村は四時間以内に於て配達を終るものとす

但午後十時より翌日午前五時迄に受取りたるものは午前九時迄に配達を終るものとす
第三條 帝國鐵道廳は五十斤以内一箇に付金八錢五十斤以上は五十斤若くは五十斤未滿毎に金四錢の割合を以て配達賃金を毎末日に内國通運株式會社へ支拂ふものとす

第四條 内國通運株式會社は速達便扱著拂貨物を第一條各驛より受取りたるときは第二條により配達をなし各驛の交付せる要求書と引換に荷受人より運賃其他各種料金を收受し歸驛後直ちに之を各驛に納付するものとす

第五條 荷受人に於て前條運賃其他各種料金の支拂を拒みたるときは内國通運株式會社は該貨物を荷受人に引渡さず直ちに持返り當該驛に返還するものとす此場合と雖も帝國鐵道廳は内國通運株式會社に對し第三條規程の配達賃金を支拂ふものとす

第六條 内國通運株式會社は速達便扱貨物を受取りたる後紛失毀損したるときは帝國鐵道廳の荷主に對する賠償額を負擔するものとす

第七條 内國通運株式會社は配達すべき貨物を受取りたるときは之が領收の證印をなし配達を終りたるときは配達證書に荷受人の證印をなさしめ之を帝國鐵道廳に交付するものとす

第八條 内國通運株式會社は本契約の保證として金五百圓又は之に相當する公債證書を帝國鐵道廳に提供すべし

前項の公債證書は内國通運株式會社に於て義務不履行の場合に當り帝國鐵道廳に於て相

當と認むる價格を以て直ちに之を賣却し辨濟に充つることを得此場合に於て過剩あるときは之を還付し不足なるときは更に徴收するものとす

第九條 本契約期限は明治四十年七月一日より來四十二年六月三十日迄とす此期限満了に至るも本契約に對し異議の通知をなさざるときは双方の手續を省かんが爲め別に契約書の受授をなさずして滿一箇年毎に更に本契約と同一條項の契約をなしたるものと見做す但本契約は何時にても解約又は變更することを得此の場合に於ては三十日以前に其旨を豫告すべし

本契約を證する爲め本證書二通を調製し各自一通を所持するものなり

年 月 日

當事者署名印

北海道連絡速達便貨物荷札に関する件

明治四十一年三月二十三日
鐵運乙 第五九〇號

改 四十一年六月
正 達第三五二號

本月二十五日以降北海道連絡速達便貨物には左記の通運送通知書番號を記入せる平野荷札を添付すべし

室蘭經由のもの

桃 色

函館經由のもの

普 通

院用物品運送手續

明治四十一年五月二十九日
達 第 二 一 九 八 號

改 四十一年七月 四十二年六月 四十四年四月 四十五年二月
正 達第二一九號 同第二六九號 達第二三九號 達第一一四號

院用物品運送手續左記の通制定し來六月一日より實施す

院用物品運送手續

第一條 院用物品は分て有賃扱及無賃扱の二とす其區別は別に定むる所に依るべし
第二條 院用物品を運送せんとするときは貨物運送狀に必要な事項を記入し發送驛貨物掛に依託すべし

本運送狀には特約條件欄に費目(建設費、改良費、作業費等)を運賃支拂方法欄に有賃扱若は無賃扱と又有賃扱に對しては記事欄に仕拂者名を記入すべし
但貨物積卸の場所が兩驛間中途に在るときは積込地の前驛を以て發驛とし取卸地の次驛を以て著驛として運賃を收受するものとす

院用物品運送手續

此場合に在りては最初及最後の通過驛に於て發著の手續を爲し發著驛欄に驛より積卸の場所に至る哩程を記入すべし

第三條 貨物掛は前條の依託を受けたるときは之に對し第一種貨物運送通知書を發行し記事欄に其費目及運賃仕拂者名を明記すべし

第四條 院用物品運送に關し其積卸、受授、保管及帳表類整理方法等の事項は左記各號を除くの外一般大貨物に準じ取扱ふべし

一、無賃扱貨物に對する到着貨物月報は提出に及ばず
二、列車を専用して輸送せらるゝ場合に於て運送狀及貨物通知書は無賃扱なるときは發行を要せず又改良用品なるときは之を省略し若くは一部變更する等管理局長に於て便宜の方法を設くることを得

第五條 貨物掛は院用物品運送の依託を受けたるときは可成營業貨物に先ち之を發送すべし

第六條 本達は小荷物扱に屬すべき院用物品運送に之を適用せず依て該物品は從來の取扱方に依り無賃送貨狀を以て運送すべし

(備考)
明治四十一年六月十七日
公報注意

本年五月達第二九八號院用物品運送手續中第二條の無賃扱貨物の托送者は掛主任又は其代理者相當責任あるものに限るものとす

院用品運賃其他の件
明治四十二年十一月十日
達第九二九號

院用品運賃其他左の通り相定め來る十二月一日より實施す
一、院用品一噸以上は總て貸切扱とし運賃は後拂とす
二、運賃 一級品貸切扱院一般運賃の五割減
但し營業線内に於て運送する建設用空貨車は相當運賃の五割減
三、長尺重量物に對して規定の割増をなさず
四、左記の院用品は無賃とす

改 四十二年十二月 大正元年十月
正 達第一〇一一號 達第一七六號

院用品運賃其他の件

院用品運賃其他の件

院用品運賃其他の件

一噸滿末のもの
作業用品

五、本達の規定せざる事項は一般規定を準用す

附則

六、後來の諸達にして本達と重複するものは本達實施の日より廢止す

連絡船に於ける作業品以外の院用品運賃

明治四十三年七月八日
達第六一四號

改大正元年九月
正達第一一七號

四十一年七月達第三九一號當院所屬連絡船に於ける作業用品以外の院用品運賃其他左記之
通改め本月十日より實施す

一、運賃

青森函館間

通常	斤扱	百斤に付	金拾五錢
噸扱及貸切扱		一噸に付	金貳圓

舞鶴境間

通常	斤扱	百斤に付	金貳拾壹錢
噸扱及貸切扱		一噸に付	金參圓

下關又は門司と釜山間

通常	斤扱	百斤に付	金貳拾五錢
噸扱及貸切扱		一噸に付	金參圓四拾錢

下關門司間

通常	斤扱	百斤に付	金五錢
同噸扱		一噸に付	金六拾錢
貸切扱		同	金五拾錢

宇野高松間

通常	斤扱	百斤に付	金拾錢
噸扱及貸切扱		一噸に付	金壹圓貳拾錢

一、長尺濶大品に對しては規定の割増を爲さず

院用品運賃其他の件

- 一、各航路に於ける取扱制限は運般貨物連絡の場合に同じ
- 一、賃金は總て後拂とす
- 一、百斤未滿のものは無賃とす
- 一、本達に規定せざる事項は運般の規定を準用す

院用品賃金中に火薬類及級外品第二種危険品を

含まざるの件

明治四十四年五月四日
公報注意

四十二年十一月達第九一九號及四十三年七月達第六一四號院用品賃金中には火薬類及級外品第二種危険品を含まざるものとす

建設部所屬土運車廻送賃金に關する件

明治四十四年七月二十八日
公報注意

建設材料積取の目的を以て建設部所屬土運車を迎車として營業線内へ廻送の場合往路に於ける又は建設部所屬土運車を以て營業線内建設材料を輸送したる場合復路に於ける空車の賃金は計算を爲さざるものとす

臨時列車にて運搬する改良用品運賃の件

明治四十四年五月卅一日
公報注意

臨時列車を以て運搬する改良用品運賃の義に關し左の通り中部鐵道管理局長稟申に對し依命回答ありたり

左記

中管甲第五八八號

明治四十四年五月三日

中部鐵道管理局長

總裁宛

稟申

客年十二月二日達第一〇一一號を以て本年四月より改良費支辨に係る建築用臨時列車にて運搬する材料品は有賃扱と相成候處改良工事土工用臨時列車は多くは營業線と土工用假線に互り運轉するため其計算複雑なるのみならず營業線のみを運轉する場合と雖も請負工事に對しては其工事の進捗を敏速ならしむるため運轉に要する石炭及消耗品を請負人の負擔とし乗務者給料を當局支辨として契約するの例も有之候に付建築用臨時列車を以て運搬す

院用物品運送手續其他の件

る場合は凡て従前の通り無賃の事に致度候に付至急詮議相成度

明治四十四年五月三十日

鐵道院營業課長

中部鐵道管理局長宛

依命回答

臨時列車を以て運搬する改良品運賃の儀に關し中管甲第五八八號を以て稟申相成候處運賃無料の義は一般整理上差支候に付總て之を徴收することとし其運賃は貴官に於て適當と認めらるる範圍に於て相當計算徴收相成度

連帶運輸取扱手續

大正元年九月二十七日
達 第一五五號

連帶運輸取扱手續左の通改正し十月一日より之を施行す

明治四十一年七月達第三七八號は本達施行の日より之を廢止す

連帶運輸取扱手續

第一條 當院線と他の鐵道、軌道線との連帶運輸は別段の定めある場合を除き本手續に依り取扱ふべし

第二條 乗車券は各線（各鐵道、軌道線を云ふ以下同じ）同一等級に連絡するものとす但し特等は二等、並等は三等と看做す

第三條 連絡乗車券の通用期限は各線の哩程を通算し院所定に依る但し往復乗車券の通用期限は其の都度之を定む

第四條 小兒の無賃及半賃運送年齢並手荷物無賃運送斤量は院所定に依る

第五條 旅客運賃は各自所定に依り大貨物運賃、手荷物運賃、小荷物運賃、郵便物運賃、増賃金は院所定に依る

第六條 旅客運賃割引の場合各線各別に計算し厘位以下は錢位に切上げ併算收入するものとす但し小兒（割引の有無に拘らず）及官用賃金は各線大人賃金の併算額を折半し厘位以下は錢位に切上げ收入す

第七條 手荷物運賃、小荷物運賃、郵便物運賃、速達便扱貨物運賃、増賃金は各線の哩程を通算したるものに依り算出するものとす

第八條 速達便扱貨物以外の大貨物運賃は各線各別に算出し厘位以下は錢位に切上げ併算收入するものとす

但し其併算額が最低運賃に満たざるときは最低運賃を収入するものとす

第九條 荷物運賃収入上哩程に端數を存するものは各線各別に一哩に切上ぐ

第十條 大貨物の増賃金及最低運賃各線収入額分割方は左の通とす

一、二線連帶の場合は各線の哩程(各端數は一哩に切上ぐ以下同じ)に依り分割し厘位以下を生ずるときは發線の方に切上ぐ

二、三線連帶の場合は發線哩程と通過線及到着線の哩程を合算したるものに依り分割し厘位以下を生ずるときは發線の方に切上け發線の収入額を確定したる後之を全収入額より控除し其殘額を更に通過線及到着線の各哩程に依り分割し厘位以下を生ずるときは到着線の方に切上ぐ

三、前二號に依り各線収入額分割上一線の収入一錢に満たざるときは之を一錢に切上け相對線の厘位は之を切捨つ

第十一條 發驛、所に於ては速達便扱貨物以外の大貨物運賃並同増賃金は第八條及第十條に依り貨物通知書面に各線収入額を分割記載するものとす

第十二條 大貨物運賃割引の場合は各線各別に普通賃率を以て計算したる運賃より各其の

割合を控除し厘位以下は錢位に切上ぐるものとす

第十三條 院線と院線との間に他線を経由する場合は各院線を別線と看做し其の取扱方及運賃計算方は三線連帶の方法に依る但し成田、東武鐵道會社線を経由する貨物に限り兩院線哩程は各別に切上ぐるも運賃は通算するものとす

連帶車輛料金並運用に関する件

明治三十五年四月四日
鐵運乙第三九七號

當局は本月一日連絡鐵道會社と連帶運輸契約を改正したり今該契約中車輛の料金に関する條項並に其運用上特に注意を要すべき事項を列擧すること左の如し之が運用の任に在るものは各條項を稽查し運用上寸毫の遺憾なきことを期すべし

第一章 車輛料金

第一條 客車貨車使用料は左の通りとす

一 客車一車一哩に付金貳錢

「ボギー」は二倍とす

一 貨車一車一哩に付金壹錢五厘

連帶車輛料金並運用に関する件

「ボギー」は二倍とす

第二條 終著驛に於て他線所屬の客車貨車を其所屬線に向け返送せず更に他の方向へ運用するときは其運用往復哩程に對する反對使用料は左の通りとす

一 客車一車一哩に付金四錢

「ボギー」は二倍とす

一 貨車一車一哩に付金參錢

「ボギー」は二倍とす

第三條 客車貨車遲滯料は一車一日に付左の通りとす

客車類

一等車

金四圓五拾錢

二等車

金參圓七拾五錢

三等車

金參圓

一、二等合造車

金四圓五拾錢

一、二等合造車

金參圓七拾五錢

一、二等合造「ボギー」車

金九圓

三等「ブレーキ」合造車

金參圓

緩急車

金參圓

馬運車

金參圓

郵便車

金參圓

但此他「ボギー」車は二倍とす

貨車類

貨物緩急車

有蓋貨車

無蓋貨車

金壹圓貳拾錢

油槽車

馬車運送車

但し「ボギー」車は二倍とす

第二章 車輛料金計算

連帶車輛料金並運用に關する件

第四條 旅客又は貨物を搭載せる客車又は貨車にして他線に入りたるときは他線は其所屬
哩程に對する旅客及荷物運賃を收得し規定の使用料を車輛所有者に仕拂ふものとす

第五條 客車及貨物緩急車は空車なると否とに拘らず往復共使用料を仕拂ひ貨車は貨物積
載のときのみ使用料を仕拂ふものとす

但貨車反對使用の場合には積空を問はず使用料を仕拂ふものとす

(注意)貨車は貨物を積載せば其積載數量が二噸以上なるときは使用料を仕拂ふべきも
のなるを以て會社車輛返送の場合に於て縱令其返送線に至る貨物あるとも其貨物數
量が極めて少量なるときは先づ仕拂ふべき貨車使用料と收入すべき貨物運賃とを比
較計算するは最も肝要の事に屬す

第六條 客車貨車の遅滞料は其往復左記の日數を超過する場合に仕拂ふものにして其計算
方は「ジョンクシヨン」の著時刻を以てす

客車往復日數

五十哩迄

一日間

五十一哩以上百哩迄

二日間

以上百哩未滿若くは百哩毎に二日間を加ふ
貨車往復日數

二十五哩迄

二日間

二十六哩以上五十哩迄

三日間

五十一哩以上百哩迄

四日間

以上百哩未滿若くは百哩毎に二日間を加ふ

片道計算をなす場合に於ては其片道哩程を往復延哩程と看做し前項の規定を適用す
制限日數中貨車類に就ては從來多く五十哩往復を以て最小限となせしも今回更に二十
五哩往復の一項を設けしを以て車輛の出入頻繁なる驛に於ては其返送に愼密なる注意
を用ひ徒に遅滞料を仕拂ふが如き失態を演出せざることを期すべし
片道計算をなすは特に通達ありし場合に限るものなり

第七條 一日は二十四時間を以て計算し一日未滿にして六時間以上は一日分とし其未滿は
半日分とす

第八條 車輛に係る計算哩は實哩により若し分數を存するときは各別に一哩に切上ぐるも

連帶車輛料金並運用に關する件

のとす

第九條 貨車の使用料は貨物積載噸數二噸未滿なるときは之を計算せず

(注意)現に二噸未滿の貨物を積載するには一車を使用せざることとなり居るも若し會社より積載し來りし場合は直に届出を要す

第十條 客貨車の遅滞にして其原因天災事變其他の不可抗力に依るもの又は車輛所有者により認められたる正當の理由に依るものなるときは該車輛に對しては遅滞料の計算をなさざるものとす

第十一條 到着客貨車は最初通過し來りし線路に依り其所屬線へ返送すべきものとす

但し其所屬へ達すべき他の短距離線路あるときは之れにより返送するを得るものとす
第十二條 甲線より乙線に到着したる客貨車を乙線に於て反對方向なる他線へ使用したるときは乙線は他線内に使用したる到着驛迄の哩程に對し反對使用料を他線は別に普通使用料を車輛所有者へ仕拂ふものとす

乙線に於て甲線所屬の客貨車返送の際甲線を通過し更に他線内へ使用したる場合亦同じ
第十三條 客貨車の返送線にして最初來りし線路より長距離なるも其所屬線へ直通返送し

たるときは長短差哩に對し反對使用料を計算するものとす

第十四條 客貨車にして最初來りし線路若くは短距離線路により返送する場合に其返送線路中にある分岐線内へ車輛所屬線へ到着すべき貨物積載の目的を以て使用したるときは其分岐線内往復合計三十哩迄反對使用の計算をなさざるものとす

但し三十哩を超えて使用したる場合は分岐線内に於ける往復哩程全部を反對使用と看做す

連帶線に於ける手荷物配達方の件

大正元年八月五日
達 第一七號

連帶線にして手荷物の配達を爲すべきものは左の通に付連帶輸送の場合には之に依り取扱ふべし但し配達賃は院所定のものと同じ

明治四十二年十一月達第九七五號は之を廢止す

一、左記鐵道會社に於ては各驛共配達の取扱を爲す

南海、河南、近江、川越、博多灣、伊豫、

二、左記鐵道會社に於ては指定驛に限り配達の取扱を爲す

連帶線に於ける手荷物配達方の件

會社名 指定驛

豐川	吉田、小坂井、豊川、新城
中越	伏木
上武	寄居
青梅	青梅
東武	淺草

到著貨物立會監査手續

明治四十二年一月二十五日
達 第 四 〇 號

到著貨物立會監査手續左の通相定め來る二月一日より實施す
本達實施と同時に之に關する從前の諸達は消滅と心得べし

到著貨物立會監査手續

第一條 到著荷物立會監査（以下單に立會監査と稱す）は運送貨物の到著驛（貨物取扱店を含む以下皆同じ）に於て重量才積の超過滅失滅量毀損品名違及異種類混入其他規程違反者の有無に關する實査を爲すものとす但し必要なる場合に於ては中繼驛に於て行ふことあるべし

第二條 立會監査は一般貨物と院用品とを問はず貸切扱通常扱速達便扱に對して之を行ふものとす

第三條 立會監査は左の二種とす

一、常時立會監査

二、臨時立會監査

第四條 常時立會監査は管理局及出張所に於て適宜其所屬員を立會せしめて之を行ふものとす

第五條 臨時立會監査は運輸部營業課員を立會せしめて之を行ふものとす

第六條 立會監査の鑑査人は當該驛長、主任又は之に代る職責を有するものに限る

第七條 立會監査の結果は左記様式により立會人連署の上其都度所屬上長を経て運輸部長に報告すべし

第八條 立會鑑査の際重大なる事故又は急速處理を要する事件を發見したる場合に於ては立會人より即時其所屬上長に電報して其指揮を受け適宜の處置をなすべし

(左記様式省略)

貸切扱貨物過積若くは混載の場合に於ける賃金

追徴規程

明治四十二年十二月八日
達第一〇二七號

改 大正元年九月
達第一一七號

貸切扱貨物過積若くは混載の場合に於ける賃金追徴規程左の通り改正し來る四十三年一月一日より實施す

追て各驛(船舶課釜山派出所、荷扱所、荷物取扱所を含む)にて揭示方取計ふべし

貸切扱貨物過積若くは混載の場合に於ける賃金追徴規程

第一條 現斤量全體より通知書面噸數を控除したる差額を過積斤量とす
但輕量品は百立方尺一噸の割合を以て計算す

第二條 三級品以下一品積

一、過積の場合

過積斤量に對し相當通常斤扱運賃を追徴す若し其過積斤量が通知書面噸數を超過すること百分の五以上なるときは過積斤量に對し通常斤扱運賃の二倍を追徴す

二、混載の場合

全部に對し高級貸切扱運賃を計算し通知書面記載の運賃を控除し差額の二倍を追徴す混載にして過積なるときは其過積の分に對しては高級通常斤扱運賃に依り本條第一號を適用す

第三條 (削除)

第四條 高級品

一、過積の場合

過積斤量に對し高級通常斤扱運賃を追徴す若し其過積斤量が通知書面噸數を超過すること百分の五以上なるときは其二倍を追徴す

二、賃率の異なる貨物混載の場合

全部に對し相當貸切運賃を計算し通知書面記載の運賃を控除し差額の二倍を追徴す混載にして且過積なるときは第二條第二號第二項を適用す

第五條 級外品第二種危険品

一、過積の場合

貸切扱貨物過積若くは混載の場合に於ける賃金

過積斤量に對し相當通常斤扱運賃の二倍を追徴す若し其過積斤量が通知書面噸數を超過すること百分の五以上なるときは過積斤量に對し相當通常斤扱運賃の三倍を追徴す

二、混載の場合

全部に對し高級貨扱運賃を計算し通知書面記載の運賃を控除し差額の三倍を追徴す但高級貨扱に混載の場合は別に混載貨物通常斤扱相當運賃（五百斤未滿は五百斤分）の三倍を追徴す

混載にして且過積なるときは其過積の分に對しては本條第一號を適用す

第六條 級外品第一、二、三、四、五種混載の場合は混載貨物相當運賃の三倍を追徴す

第七條 火藥類混載の場合は混載貨物相當運賃の四倍を追徴す

第八條 特約又は特定により特種のものを選び運賃を割引したるときは等級表上同種類のものを混載したる場合と雖も第二條第二號第四條第二號第五條第二號を適用す

第九條 (削除)

從前の諸達にして本規程と重複又は牴觸するものは本規程實施の日より廢止す (備考)

明治四十三年六月十六日
公報注意

船車連絡貨物過積混載等發見の場合は陸上及海上を通して四十二年十二月達第一〇二七號を準用すべきものとす

二車に跨る貨物積載車其他聯結手續
明治四十三年一月十八日
達 第一八號

二車に跨る貨物積載車其他聯結手續左の通り相定め本月二十日より實施す
左記諸達及本達に牴觸する從來の諸達は本達施行と同時に廢止す

(左記略)

二車に跨る貨物積載車其他聯結手續

第一條 列車運轉及信號取扱心得第十六條但書に依り二車に跨る貨物を積載したる貨車を旅客又は混用列車に聯結するときは左記各項に依るべし

一、永久的裝置を施したる貨車(完全なる轉環枕木を設けある)は次の各號に該當したる場合に限り聯結することを得

イ 旅客列車に聯結の場合は貨物列車及混合列車なき區間又混合列車にありては定期

二車に跨る貨物積載車其他聯結手續

貨物列車なき區間若くは定期貨物列車の運轉せざる日なること

ロ 四十分一より急なる勾配なき線路なること

ハ 聯結位置左の通り但列車の後部に該車を聯結するときは可成後部緩急車に接して聯結すべし

旅客列車及貨車を後部に聯結する混合列車にありては後部

貨車を前部に聯結する混合列車にありては可成機關車に接近したる箇所

二、一時的裝置を施したる貨車は次の各號に該當したる場合に於て混用列車に限り聯結することを得

イ 列車の速度が一時間平均十八哩を超へざること

ロ 定期貨物列車なき區間若くは定期貨物列車の運轉せざる日なること

ハ 六十分一より急なる勾配なき線路なること

ニ 聯結位置は客車に對し四車以上の隔離車あること

ホ 局、所長(管理局出張所長を含む)の指定したる責任者に於て車輛及荷積方を検査したる證明あるものに限ること

第二條 前條に依る輸送區間は局所長に於て査定すべし但旅客列車に聯結する區間は豫め認可を受くべし

第三條 二車以上の車輛を連接して長尺の貨物を搭載せんとするときは聯結器は豫め充分検査し且内方の聯結器は適度に締結すべし

第四條 列車運轉及信號取扱心得第十二條但書に依り發火し易き貨物を積載したる貨車を旅客又は混用列車にて輸送するときは左記各項に依り可成機關車に隔離して聯結すべし

一、油布、油紙、生石灰、洋「マッチ」は全部鐵製有蓋貨車に積載したるとき

二、石油類は油槽車若くは全部鐵製有蓋貨車に積載したるとき

三、灌入り箱詰若くは罐入(漏洩の虞なき)の石油類及安全「マッチ」は其區間に貨物列車の運轉せざる日に於ては木製有蓋貨車に積載したる場合と雖も晝間に限り之を聯結することを得

四、前各項以外の危険品は全部鐵製有蓋貨車又は内部鐵張有蓋貨車に積載したるとき

第五條 綿花、襪褸、木炭、藁、枯草等火の移り易き貨物を無蓋貨車に積載したるときは旅客又は混用列車に聯結することを得ず但貨物列車の回數少なきため輸送に困難なる場

二車に跨る貨物積載車其他聯結手續

合若くは其區間に貨物列車の運轉なきときに限り混合列車に聯結することを得此場合に於て該貨車は客車に對し二輛以上を隔て且可成機關車と隔離して聯結すべし

第六條 列車運轉及信號取扱心得第十八條に依り毀損せる機關車及空客貨車を貨物列車に聯結輸送するときは左記各項に依るべし

一、毀損機關車及空貨車は局所長に於て指定したる責任者の検査を受け其證明あるに非ざれば聯結すべからず但機關空客車にして検査を爲したる責任者が毀損の程度稍大なりと認め其通告を爲したるときは該車輛は後部に補助機關車を聯結したる列車に聯結することを得ず

二、毀損機關車は列車の本務機關車（前部に補助機關車を聯結したる場合は其次位）に隣接して聯結すべし

但し線路の状態に依り機關車二輛以上の重聯を許さざる區間なるときは局所長に於て聯結位置を指定すべし

三、毀損空客貨車は後部緩急車の前位に聯結すべし

事故調査並損害賠償規程

明治四十五年五月二十七日 改 四十五年七月
達 第五一八號 正 達第六五九號

事故調査並損害賠償規程左の通定む

事故調査並損害賠償規程

第一章 總 則

第一條 本規程に於て事故とは不著、破損、減量、腐敗、動物斃死、汚損、雨濡、延著、火災、盜難、荷崩、落失、車票又は通知書の誤用誤記不明、貨車封印の異狀、品名相違、過積、混載、誤送、持越、誤著、紛著、扱違、驛名札誤貼、通知書切符チエツキ驛名札繪符等の不適合、引渡不能等を謂ふ

第二條 本規程に於て驛とは驛、荷扱所、市内營業所、荷客扱所、船舶課派出所を總稱す

第二章 事故報告及調査

第三條 事故の損害見積額二百圓以上なるときは驛長は直に管理局長及總裁官房文書課長に電報すべし

沿線火災又は旅客死傷にして重大なりと認むるとき亦同じ

事故調査並損害賠償規程

第四條 到著驛に於て事故を惹起し若は發見したるときは直に電報を以て關係の向を取調べ貨物掛、小荷物掛等の當務者は第一號書式の報告書を作成し驛長を経由し報告すべし

第五條 前條の規定は發驛若は中繼驛係員、車掌又は船舶係員に於て事故を惹起し又は發見したる場合に之を準用す

第六條 管理局に於て事故調査を爲すに方り必要あるときは其所管外の驛に對し左記事項を照會することを得

- 一 運送狀、通知書等の寫の廻送
- 二 受託又は發送の年月日、列車、車輛の番號、取扱者の氏名等の通知
- 三 其他之に類する簡單なる事項の通知

第七條 管理局に於て他管理局に對し事故調査の照會を爲すには自己所管線に運送せられたる月日、列車番號、乗務員の氏名等調査材料たるべき事項を照會書に記載することを要す但し自己管内のみの取調に因り知ること能はざるものは此限に在らず

第八條 左に掲ぐる事項の一に該當するものは他管理局に對し事故調査を求めず唯其旨を關係管理局に通知するに止むることを得但し他鐵道又は他船舶と連絡輸送したるものは

此の限に在らず

- 一 貸切扱又は一車積の荷物の濡損にして貨車不良に基因せりと認めたるもの
 - 二 一車積なると急緩車積なるとを問はず運轉中の動搖又は積合荷物の爲に生じたりと認むべき汚損、擦損、壓迫、其他の毀損
 - 三 損害荷主負擔の特約ある無蓋車積荷物又は荷主に於て荷造不完全なることを認めたる荷物にして其無蓋貨車積又は荷造不完全なるに因り生じたる荷物の滅失、毀損
 - 四 貸切扱貨物の箇數不足なるも貨車封印の完全なりしもの
 - 五 増賃金の支拂なき貴重品の滅失、毀損又は延著
- 第九條 前條の通知を受けたる管理局に於て該荷物に關し特に荷主に對抗し得べき事由ありと認むるときは遅滞なく關係書類を添附し其事由を通知すべし
- 第十條 發送又は中間管理局に於て事故調査を遂けたる場合に其事故が荷物の滅失、毀損又は著しき延著を來すべきものと認めたるときは遅滞なく關係書類を著驛主管の管理局に送致すべし

第三章 證明書發行

事故調査並損害賠償規程

第十一條 荷受人、貨物引換證所持人又は運送品の返還を求むる荷送人が荷物引取の際荷物の重量又は状態に關し證明を求めたるときは當該驛長は第二號書式の證明書を作成し交付すべし但し引渡の際に請求せられたるもの一通を除くの外所屬上長の許可を受くるに非ざれば交付することを得ず

第四章 損害賠償

第十二條 當院線内のみの輸送荷物に關する賠償事件は其荷物の到着驛を主管する管理局に於て處理す

前項のものを除く外荷物に關する賠償事件は總裁官房文書課に於て處理す

第十三條 沿線火災、車輛毀損、旅客死傷の損害賠償、慰籍金又は手當金の給與は原因發生の場所を主管する管理局に於て處理す

車輛毀損の損害要償は毀損車輛の引渡を受けたる管理局に於て處理す

第十四條 船舶に關する損害の賠償又は其要償は其船舶を主管する管理局に於て處理す

第十五條 損害賠償の請求は成る可く第三號書式の請求書を以て爲さしむべし

前項の請求書には第四號書式の評價書第五號書式の品名目録及交付を受けたる「チエツ

キ」貨物引換證並證明書を添附せしむべし、但し品種が多様に涉らざる爲悉く請求書に記入したるものは品名目録を添附せしめざることを得

第十六條 價額二十圓を超へざる手小荷物、到着地附近の取引所に於て取引する物品又は一般に取引價額の顯著なる物品につき價額全部の賠償を爲すべき場合に管理局長に於て其價額相當なりと認めたるときは評價書を省略することを得

第五章 雜則

第十七條 管理局長は第六號並第七號書式に依り毎月十五日迄に前月中の事故件數表、專決施行の賠償及見舞金等に關する事件の報告書を作成し提出すべし

附則

第十八條 本規程は明治四十五年六月一日より之を施行す

第十九條 左の達は之を廢止す

- 一 明治三十九年十二月鐵運乙第一六九六號貨物事故調査及報告手續
- 二 明治四十年六月鐵運乙第四九七號貨物、小手荷物事故取扱手續
- 三 明治四十一年五月達第二五五號證明書發行規程

- 四 明治三十九年八月鐵運乙第一二六七號煙草類證明に關する件
- 五 明治四十二年一月達第三九號損害賠償並慰藉に關する規程
- 六 明治四十一年十二月達第三五號損害貨物の事故電報報告方の件
- 七 明治四十二年二月達第六七號二以上の管理局又は出張所線路に跨る荷物事故取調方の件

第二十條 本規程施行の日以前に請求書を受理したる賠償事件は其處理済に至る迄從前の規定に依る

第二十一條 從前の用紙にして尙存するものは其の存する限り之を用ふ

第二十二條 管理局長は本規程の施行に必要な規則を定むべし

局長	提出者職氏名
貨物 小手荷物	驛 長
事故報告書	提出者職氏名
事故種別	發 著 驛
	四十年 月 日提出

(式書號一第)

品名數量	荷造異狀の有無	荷送人氏名	報別、通知書、切符、日附及番號	發生又は發見の月日場所及列車番號	交付したる證明書の月日番號	關係者姓名	荷物現狀		當時の處置及其他の記事	事故原因	當務者責任に關する申立
							在中品の狀況	荷造異狀の有無			
					月 日 號						
		記荷造及	商荷受人氏名	天 候	賠償請求の有無						

事故調査並損害賠償規程

(式書號三第)

請求金額
 託送年月日
 發著驛名
 通知書切符、チエツキ番號
 品名及數量
 請求の原因
 右損害賠償金及御請求候也

請求書

明治 年 月 日

(荷送人又は荷受人)

名印

府縣 郡市 町村

番地

評價書

號四第)

品名	數量	品質產地新古の區別	損害の状態	正當に著したるとき單價	荷傷品延著品の單價	損害總額

(式書

右評價の通りに相違無之候也

明治 年 月 日

府縣 郡市 町付 職業者 氏

番地名印

(注意)

「正當に著したるとき單價」及「荷傷品延著品の單價」は孰れも到着驛地方の左記日時
 時の相場に依りて評價すべし
 一 荷傷(延著を伴はざる)の場合には荷物が到着したる日時時の相場に依る
 一 延著(荷傷を伴ふ)の場合には「正當に著したるとき單價」は通常到着すべかりし日
 時の相場に依り「荷傷延著品の單價」は實際到着したる日時時の相場に依る
 一 不著の場合の「正當に著したるとき單價」は前項と同じ

品名目錄

品名	數量	品質	新古ノ區別

(式書號五第)

右損害物品に相違無之候也

明治 年 月 日

府縣 郡市 町村 氏

番地名印

事故調査並損害賠償規程

(「甲」式書號七第)

明治	年	月	日	要償 年月	送 年月	發 名	著 名	事 故 種 別 (概 要)	損 害 物 品 名 數 量	報 別	賠 償 の 支 拂 事 由 (概 要)	金 額	要償 者 の 資 格	要償 者 の 商 號 及 名

- 備考
- 一 要償者の資格とは要償者は荷送人なるか荷受人なるか引換證書の所持人なるか又は其他のものなるかを記載せらるべし
 - 二 氏名欄に記入する氏名は代人を以てせしものは本人を記載するのみにて足る
 - 三 記載の順位は支拂を先にし次に徴収を記し拒絶を後にすべし
 - 四 支拂及拒絶は大貨物を先にし小荷物手荷物其他を順次記載せらるべし
 - 五 具申をなし總裁決裁の上支拂を爲したるものは記載すべからず

事故調査並損害賠償規程

(式書號六第)

明治四十年 月分荷物事故件數表

事故種別	荷物種別		大貨物	小荷物	手荷物	計
	件數	別				
不 毀 損	著 (荷造個數の不足共)	損				
	破	量				
	減	損				
	汚	濡				
	雨	腐敗(延著と否とを問はず)				
損	動物斃死 (同上)					
	延著 (貨物の毀損なきもの)					
計						
火	災					
盜	難					
荷	崩					
取	車	票	誤	用		
	車	票	誤	記		
	車	票	不	明		
報	封印紙の異状 無封印共)					
	品	名	相	違		
	混	載				
相	斤量相違 (貸切扱の過積 其他の過積)					
	誤	送				
	誤	著				
違	紛	著				
	持	越				
	扱	方	錯	誤		
引 不 渡 能 其	署名札切符誤貼及不明 票記					
	チエツキ不符合					
合	荷主不明のもの					
	其他のもの					
計						
合						

規程全集

(「乙」式書號七第)

明治 年 月中見舞金品給與及拒絕事件報告書		事故發生場所	事故の概要	給與したる金額	摘要	受給者の職業氏名
年	月	日				

備考
 一 死傷沿線火災に對する見舞金品及報勞金品若くは醫藥料等は此報告書に記載すべし
 二 見舞金品名醫藥料等は旅客と公衆と區別して記載すべし
 三 記載順位支拂を先にし拒絕を後にすべし又支拂及拒絕は死傷を先にし沿線火災報勞金醫藥料の順位たるべし
 四 傷者は傷狀を沿線火災は罹災建物の種類及坪敷を其他は報勞又は醫師手術料又は入院料等の如く簡明に摘要欄に記載すべし

關稅法

明治三十二年三月十四日 改 四十四年 法律 第六一號 正 第四四號

第一章 關稅の賦課及徵收
 第二章 船舶

第三章 貨物

第一節 總則
 第二節 輸出輸入及積戻
 第三節 運送
 第四節 郵便物
 第五節 收容
 第四章 稅關官吏の職權
 第五章 異議及訴願
 第六章 罰則
 第七章 犯則事件の調査及處分
 第八章 補則

關稅法

第一章 關稅の賦課及徵收

第一條 輸入貨物には關稅定法に依り關稅を課す但し條約に於て特別の協定ある貨物は其

の協定に依る

第二條 輸入貨物損傷したる爲減税を請ふ者あるときは輸入免許前に限り相當の減税を爲すことを得

第三條 關税は輸入申告の日に於て行はるゝ法規に従ひ之を課す但し保税倉庫に庫入したる貨物の關税は庫入の日、藏置期限又は運送期限の経過に依り關税を徵收する場合に於ては其の期間満了の日の翌日、收容貨物にして公賣に付するものゝ關税は公賣の日、第八十三條第三項の規定に依り關税を徵收する場合に於ては犯則の日に於て行はるゝ法規に従ひ之を課す

第四條 關税は輸入申告者より之を徵收す

第五條 關税未納の貨物は其の關税の負擔とす

關税の徵收は總て他の公課及債權に先つものとする

第六條 擔保を提供したる場合に於て徵收すべき關税を納付せざるときは擔保を以て之に充つ但し金銭以外の擔保は之を公賣に付し關税及公賣の費用に充て殘金あるときは之を擔保提供者に還付す

第七條 關税の徵收權は之を行使し得る日より滿二箇年を経過したるときは時効に因て消滅す但し脱通を圖り又は脱通したる關税の徵收權は此の限に在らず

第八條 關税の過誤納に因て生ずる請求權は關税納付の日より滿二箇年を経過したるときは時効に因て消滅す

第九條 前二條の期限内に爲したる納税告知若は仕拂請求は時効を中斷す

第二章 船 舶

第十條 外國貿易船開港に入港したるときは船長は入港の時より二十四時以内に税關に入港届を爲し積荷目録、艙口申告書、船用品目録及旅客氏名表を提出すると同時に船舶國籍證書及仕出港の出港免狀若くは之に代るべき書類を預くべし

第十一條 (削除)

第十二條 外國貨物を積載せる船舶は税關長の認許を得たる場合の外積荷目録又は運送目録を提出したる後に非ざれば貨物の積卸を爲すことを得ず但し旅客の携帶品及郵便物は此の限に在らず

第十三條 外國貿易船開港を出港せんとするときは船長は税關に出港届を爲し出港免許を

受くべし

第十四條 外國貿易船貨物の積卸を爲さずして入港の時より二十四時以内に出港するとき
は第十條及第十三條の規定を適用せず

第十五條 (削除)

第十六條 船長は税關長の認可を得たる場合の外既に提出したる積荷目録の訂正補足を爲
すことを得ず

第十七條 外國貨物を積載せる船舶は日没より日出迄の間及税關の休日には税關長の特許
を受くるに非ざれば貨物の積卸を爲すことを得ず但し旅客携帶品及郵便物は此の限に在
らず

第十八條 外國貿易船は不開港に出入することを得ず但し海難其他已むを得ざる事故あ
るときは此の限に在らず

外國貿易船前項但書の事故に因り不開港に入港したるときは船長は直に其の事由を税關
官吏、税關官吏在らざるときは警察官吏に届出づべし

第十九條 (削除)

第二十條 (削除)

第二十一條 外國貿易船船舶用品を積入れんとするときは船長は關稅、税關の設置なき地
に於ては税關官吏、税關官吏在らざるときは警察官吏に申告すべし

第二十二條 税關官吏職務の爲船舶に乗込むときは船長は相當の便宜を與ふべし

第二十三條 本法に於て外國貿易船と稱するは外國貿易の爲外國に往來する船舶を謂ふ

第三章 貨物

第一節 總則

第二十四條 貨物は開港に由るの外輸出若は輸入を爲すことを得ず但し左に掲ぐる場合は
此の限に在らず

- 一 遭難船舶の修繕救援若は救助の費用其他航海を繼續するに必要な費用を支辨す
る爲貨物を賣却するとき
- 二 遭難船舶に積載せる損傷貨物若は腐敗し易き貨物を讓渡するとき
- 三 遭難船舶若は難破貨物を輸入するとき
- 四 遭難船舶より上陸したる旅客の携帶品を輸入するとき

第二十五條 貨物の検査を開始したる後は貨物に關する申告書の訂正補足を爲すことを得ず

第二十六條 日没より日出迄の間及税關の休日に於て貨物を保税地域に搬入し又は保税地域より搬出せんとするときは税關長の特許を受くべし但旅客の携帶品は此の限に在らず保税地域内に於て貨物の取扱を爲さんとするとき亦前項に同じ

第二十七條 保税地域内に於ける貨物の取扱は總て税關長の指揮に従ふべし

第二十八條 貨物の陸揚、船積其の他船舶と陸地との交通は税關長の特許を得たる場合の外關税に於て定めたる場所に由るべし

外國貿易船と沿海通航船との交通は税關長の特許を得たる場合の外之を爲すことを得ず

第二十九條 輸出したる貨物は外國貨物とし輸入したる貨物は内國貨物とす

第二十九條之二 本法に於て保税地域と稱するは税關構内、保税倉庫、税關假置場其他法令に依り外國貨物を藏置し得る地域を謂ふ

第三十條 貨物に關する本法の規定は船用品に之を適用せず

第二節 輸出、輸入及積戻

第三十一條 貨物の輸出若は輸入を爲さんとする者は税關に申告し貨物の検査を経て其の免許を受くべし但し第二十四條但書の場合に於ては税關官吏税關官吏現場に在らざるときは收税官吏に申告し其の検査及免許を受くることを得

第三十二條 輸入申告書には仕入書を添付すべし但し當該官吏に於て仕入書を添付すること能はざる理由あるときは此の限に在らず

前項但書の場合の外輸入申告書に仕入書を添付せざるときは税關の賦課に關し異議を申立つることを得ず

第三十三條 (削除)

第三十四條 輸入貨物は輸入免許を受けたる後に非ざれば之を引取ることを得ず但し當該官吏の認許を得税金の擔保として金錢を提供したるときは輸入貨物の引取を爲すことを得

第三十五條 (削除)

第三十六條 (削除)

第三十七條 輸出貨物は輸出免許を受けたる後に非ざれば之を積出することを得ず

第三十八條 外國貨物の積戻には總て輸出に關する規定を準用す但し假に陸揚したる貨物の積戻は此の限に在らず

第三節 運送

第三十九條 外國貨物は海路又は陸路に由り開港間、保稅地域間又は開港と保稅地域との間に之を運送することを得此場合に於ては稅關に申告し其の免許を受くべし
前項の場合に於て稅關は必要と認むるときは擔保を提供せしむることを得

第三十九條の二 外國貨物の陸路に由る運送は命令を以て定めたる通路に由るべし

第三十九條の三 外國貨物相當の期間内に運送先に到達せざるときは運送申告者より關稅を徵收す但し災害に因り滅失し又は稅關の認可を得て滅却したるときは此の限に在らず
第三十九條の四 外國貨物を運送せんとする場合に於ては船長又は陸路運送人は運送先を異にする毎に運送目錄を稅關に提出すべし

船長又は陸路運送人は運送に關し職務を執行する官吏に對し相當の便宜を與ふべし

第三十九條の五 左に掲ぐる外國貨物を海路又は陸路に由り不開港より開港又は保稅地域に運送せんとする場合に於ては船長又は陸路運送人は稅關官吏、稅關官吏在らざるとき

は警察官吏の認可を受くべし但し陸路運送に由る運送は稅關官吏又は警察官吏の指定する通路に由るべし

一 假に陸揚したる貨物

二 運航の自由を失ひたる船舶に積載せる貨物

三 難破貨物

前項の貨物運送先に到達したるときは船長又は陸路運送人は二十四時以内に認可證を稅關に提出すべし

第四十條 內國貨物は外國貿易船に積載し開港間に之を運送することを得

前項の場合に於ては稅關に申告し其の免許を受くべし

第四十一條 第三十九條及前條の運送貨物運送先に到達したるときは船長又は陸路運送人は直に運送目錄を稅關に提出すべし

第四節 郵便物

第四十二條 郵便物中關稅を課すべき物品あるときは稅關は其の稅金額を郵便局へ通知すべし

第四十三條 關稅を課すべき郵便物を受取らんとする者は郵便局に申出で其の關稅を納付すべし

前項の關稅は印紙を以て納付すべし

第四十四條 郵便物の關稅は郵便物を名宛人に交付する場合の外之を課せず

第四十五條 第二十四條 第二十六條、第三十一條乃至第三十四條及第三十七條乃至第三十九條の五の規定は郵便物に之を適用せず

第五節 收容

第四十六條 保稅倉庫又は稅關假置場を除くの外保稅地域に搬入したる貨物を搬入の日より七日以内に其の保稅地域より搬出し又は保稅倉庫に庫入若は稅關假置場に移入せざる時は稅關は其貨物を收容することを得此の場合に於て稅關は其の費用及危險を負擔せず

前項の貨物生活力を有する動植物なるとき、又腐敗し若は腐敗の虞あるとき又は他の貨物を害するの虞あるときは前項の期間内と雖之を收容することを得

第四十七條 貨物を收容したるときは三日以内に其の旨を揭示すべし

第四十八條 貨物收容の解除を得んとする者は稅關に申告し其の貨物に關する一切の費用及敷料を納め免許を受くべし

第四十九條 前條の免許を受けたる日より三日以内に貨物を保稅地域より搬出し又は保稅倉庫に庫入若は稅關假置場に移入せざるときは稅關は更に第四十六條の收容を爲すことを得

第五十條 貨物收容の日より六箇月以内に第四十八條の申告を爲す者なきときは稅關は其の記號、番號、種類、箇數を公告すべし

前項公告の日より一箇月以内に仍第四十八條の申告を爲す者なきときは貨物を公賣に付し關稅、敷料其他其の貨物に關する一切の費用に充て殘金あるときは之を貨主に交付す

第五十一條 收容貨物生活力を有する動植物なるとき、腐敗し若は腐敗の虞あるとき又は倉庫若は他の貨物を害するの虞あるときは前條の期限に拘らず公告して之を公賣に付することを得但し公告するの暇なきときは公賣したる後之を公告すべし

第五十二條 收容貨物を公賣に付するも買受人なきときは適宜之處分することを得

第四章 税關官吏の職權

第五十三條 税關長は其の職權の執行に必要と認むるときは船車の出發を差止め又は進行を停止することを得

第五十四條 税關長は必要と認むるときは船舶若は貨物に關する書類を提出せしむることを得

第五十五條 税關長は運送貨物に對し監督上必要の處分を爲すことを得

第五十六條 税關長は必要と認むるときは輸出入貨物の見本を納付せしむることを得

第五十七條 税關官吏は船車に乗込み監督上必要の處分を爲すことを得

第五十八條 税關官吏は必要と認むるときは貨物を検査若は封鎖し又は船車倉庫其の他貨物の藏置場を封鎖することを得

第五十九條 税關長は職權の執行に必要と認むるときは海軍の援助を求むることを得

第六十條 前條の請求ありたるときは海軍艦船長は船舶に對し進行停止の命令を爲すことを得

前項の命令を受けたる船舶進行を停止せざるときは海軍艦船長は其の船舶に對して兵力を用うることを得

第五章 異議及訴願

第六十一條 關稅の賦課に關する税關長の處分に對し不服なる者は其處分を受けたる日より二十日以内に文書を以て税關長に異議の申立を爲すことを得但し貨物を引取りたる後は此の限に在らず

第六十二條 前條の規定に依り異議の申立ありたるときは税關長は文書を以て之を判定し異議申立人に之を交付すべし但し第六十三條の場合には此の限に在らず

第六十三條 從價税を課すべき貨物の課税價格に關する異議を不當と認むるときは税關長は申告價格に其の百分の五を加へたる價格を以て其の貨物を買上るか若は評價人をして評價しせむべし

評價人の評價額一致せざるときは其の平均を以て評價價格とす

第六十四條 評價人は四人とし二人は税關長之を命じ二人は異議者之を選定す但し左に掲ぐる者は評價人たることを得ず

一 身代限の處分を受け債務の辨償を終へざる者及家資分散若は破産の宣告を受け其の

確定したるときより複権の決定確定するに至る迄の者

二 第七十四條乃至第七十六條の處罰を受け滿三年を経過せざる者

三 六年以上の懲役若は禁錮に處せられたる者又は舊刑法の重罪の刑に處せられ復権を得ざる者

六年未滿の懲役又は禁錮に處せられたる者にして其刑の執行を終る迄の者又は執行を受くることなきに至る迄の者

四 當該事件に利害の關係を有する者

異議者に於て評價人を選定したるときは税關長の認可を受くべし

第六十五條 評價人をして評價せしめたるときは其の評價價格を以て課税價格とす但し評價價格申告價格より少きときは申告價格を以て課税價格とす

第六十六條 異議者の選定したる評價人に關する費用は異議者の負擔とす

第六十七條 異議の申立は處分の執行を停止せず但し税關長は必要と認むるときは其の執行を停止することを得

第六十八條 第六十二條の税關長の判定に對し不服ある者は大藏大臣に訴願することを得

第六十九條 訴願を審査せしむる爲委員會を設く

第七十條 委員會は委員過半数出席するに非ざれば決議を爲すことを得ず決議は出席委員の過半数に依り之を爲す可否同數なるときは會長の決する所に依る

第七十一條 委員は自己の利害に關する議事に參與することを得ず

第七十二條 委員會に於て審査を了したるときは其の結果を大藏大臣に具申すべし

第七十三條 委員會の組織は勅令を以て之を定む

第六章 罰則

第七十四條 輸入禁制品の輸入を圖り又は其の輸入を爲したる者は犯罪に係る貨物の原價に相當する罰金又は科料に處し其の貨物を沒收す但し他の法律に於て別に刑を定めたるものは此限に在らず

第七十五條 關税の遁脱を圖り又は關税を遁脱したる者は其の遁脱を圖り又は遁脱したる税金の三倍に相當する罰金又は科料に處し犯罪に係る貨物を沒收す

第七十五條の二 前二條の犯罪に係る貨物の運搬、寄藏、收受、故買又は牙保を爲したる者は千圓以下の罰金又は科料に處す

第七十六條 免許を受けずして貨物の輸出若は輸入を爲し又は爲さんとしたる者は千圓以下の罰金又は科料に處す但し第七十四條又は第七十五條に該當するものは此の限に在らず

第七十七條 貨物と符合せざる積荷目録又は運送目録を提出したるときは船長又は陸地運送人を五百圓以下の罰金又は科料に處す

第七十八條 第十八條第一項の規定に違反したるときは船長を二千圓以下の罰金又は科料に處す但し他の法律に於て別に刑を定めたるものは此の限に在らず

第七十九條 第十二條若は第十七條の規定に違反したるときは船長を五百圓以下の罰金又は科料に處す

第八十條 第十條、第十三條、第十八條第二項、第二十一條、第三十九條の四第一項、第三十九條の五又は第四十一條の規定に違反したるときは船長又は陸地運送人を二百圓以下の罰金又は科料に處す

第八十一條 第二十六條乃至第二十八條、第三十九條第一項、第三十九條の二又は四十條第二項の規定に違反したる者は百圓以下の罰金又は科料に處す

第八十二條 第七十七條乃至第八十一條の規定に該當する者は不注意に出でたるの故を以て處罰を免るゝことを得ず

第八十二條の二 輸出又は輸入の業を營む者の代理人又は使用人にして其業務に關し第七十四條、第七十五條又は第七十六條の規定に違反したるときは營業者を處罰す但し營業者が其代理人又は使用人の監督に付相當の注意を爲したることを證明する場合又は稅關貨物取扱人が貨物の取扱を爲したる場合は此限に在らず稅關貨物取扱人の代理人、雇人其他の従業者が其業務に關し第七十四條、第七十五條又は第七十六條の規定に違反したるときは稅關貨物取扱人を處罰す

第八十二條の三 前條の場合に於て營業者又は稅關貨物取扱人が未成年者又は禁治産者なるときは其の法定代理人を處罰す但し營業又は業務に關し成年者と同一の能力を有する未成年者に付ては此の限に在らず

第八十二條の四 本法を犯したる者には刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條の例を用るす

第八十三條 本法に依り沒收すべき貨物が犯則者以外の者に屬し又は消費其他の事由に因

り没收すること能はざるときは其の價格より關稅及消費稅に相當する金額を控除したる金額を犯則者より追徴す

第八十二條の二の營業者及稅關貨物取扱人は前項の規定の適用に付ては犯則者とす

前二項の追徴を爲す場合に於ては其の貨物關稅は犯則當時の貨物の所有者より徵收す但し貨物が所有者の占有に歸せざる間に滅失し又は第三者に歸屬したるときは犯則者より之を徵收す

前項の規定に依る關稅の徵收に付ては國稅徵收法を準用す

第七章 犯則事件の調査及處分

第八十四條 稅關官吏は犯則の事實發見の爲必要と認むるときは船車倉庫其の他の場所に臨檢し搜索を爲すことを得

第八十五條 稅關官吏は犯則の事實を證明するに足るべき物件を身邊に藏匿する者ありと思料したるときは其の開示を求め若之に従はざるときは身邊の搜索を爲すことを得

第八十六條 稅關官吏は犯則事件の調査を爲すに當り必要と認むるときは犯則者證人參考人を訊問することを得

第八十七條 稅關官吏臨檢、搜索、訊問を爲すときは制服を著用し又た其の資格を證明する證票を携帯すべし

第八十八條 稅關官吏は臨檢、搜索を爲すに當り必要と認むるときは警察官吏の援助を求むることを得

第八十九條 稅關官吏搜索を爲すときは搜索すべき船車倉庫其の他の場所の所持人又は其の同居の親族、傭人、隣佑若其の在らざるときは其の他の警察官吏若は市町村吏員をして立會はしむべし但し船車に在ては其の役員をして立會はしむることを得

前項の親族傭人若は隣佑は成年者なるを要す

第九十條 稅關官吏の犯則事件の調査に依り發見したる物件犯則の事實を證明するに足るべしと思料したるときは之を差押へ差押目錄を作るべし

差押物件は便宜に依り所持者若は市町村役場に保管せしむることを得

差押物件腐敗其の他損傷の虞あるときは稅關長は之を公賣に付し其の代金を供託することを得

第九十一條 臨檢搜索及物件差押は日出より日没迄の間之を爲すことを得ず但現行犯の場

合は此の限りに在らず
既に開始したる臨検搜索又は物件差押は必要ある場合に於ては前項の規定に拘らず之を
繼續することを得

第九十二條 税關官吏は前數條に記載したる處分中何人に限らず許可を得ずして其の場所
に出入するを禁ずることを得

第九十三條 税關官吏臨検、搜索、訊問を爲したるときは其の調書を作り立會人若くは訊
問を受けたる者に示し共に署名すべし

立會人若は訊問を受けたる者署名せず又は署名すること能はざるときは其の旨を附記す
べし

第九十四條 税關長は犯則事件の調査に依り犯則の心證を得たるときは其の理由を明示し
罰金若は科料に相當する金額没收に該當する物品若は徴收金に相當する金額を税關に納
付すべき旨を通告すべし

第九十五條 犯則者前條の通告を受けたるときは其の日より五日以内に之を履行すべし此
の期間内に履行せざるときは税關長は直に告發すべし

第九十六條 犯則者通告の旨を履行したるときは同一事件に付訴を受くることなし

第九十七條 税關長は通告を爲し難しと認むるときは若は通告の旨を履行する資力なしと
認むるときは直に告發すべし

第八章 補則

第九十八條 船舶修繕の爲又は巨大重量の貨物にして開港に於て積卸し難き貨物を陸揚す
る爲必要と認むるときは當分の内税關長は外國貿易船の不開港に出入する特許を與ふる
ことを得

第九十九條 從來の開港の外開港となすべき場所及其の開港に於て輸出若は輸入すべき貨
物の種類は勅令を以て之を定む

第一百條 本法の期間を定むるに日時を以てしたるものは其の期間中に税關の休日算入
せず

日と稱するは二十四時を謂ひ月と稱するは三十日を謂ひ年と稱するは曆に従ふ

第一百一條 本法の規定中船長に適用すべきものは船長に代りて其の職務を行ふ者にも亦之
を適用す

第二百二條 本法施行の期日は勅令を以て之を定む
 第二百三條 明治十六年布告第四十號、特別輸出港規則、同二十三年勅第五十四號、稅關法、
 稅關規則、同二十六年法律第十三號、同二十七年法律第二號、同年法律第三號、同二十
 九年法律第十八號其の他本法に抵觸する法令は本法施行の日より廢止す

關稅法施行期日の件

明治三十二年六月三十日
 勅令第三一七號

關稅法は明治三十二年八月四日より施行す

貨物、貨車
 手小荷物 規程全集終

大正二年五月十日 印刷
 大正二年五月廿八日 發行

定價參拾五錢
 郵稅四錢

編輯兼發行者

東京市四谷區東信濃町二十七番地

新井和臣

印刷者

東京市京橋區築地三丁目十一番地

野村宗十郎

印刷所

東京市京橋區築地二丁目十七番地

株式會社 東京樂地活版製造所

東京市四谷區東信濃町二十七番地

發行所

鐵道講習會

電話番町四五二〇番
 振替口座東京參四〇壹番

改正 鐵道大貨物運賃早見表

第五版發行

本表は昨年十月より實施せられたる改正鐵道大貨物運賃を最も簡便に算出すべく考案せしものにして發驛(即ち出荷地)より著驛(即ち著荷地)に至る哩程及之れに伴ふ賃金を雜作なく見出し得るのみならず貨物取扱方に關する要項を網羅せる點に於て是れ以上の良案なかるべしと確信す

本表の製作成るや直ちに中部、北海道、九州の各管理局より調査用として數百部買上げの榮を蒙り尙ほ鐵道従事員及運送業者各位よりも續々申込を受け忽ち五版刊行の盛況を見るに至りしは以て本表の價值如何に大なるかを推知するに足らん

- 一、用紙 壹等模造紙(百五十斤)
- 二、様式は折本仕立
- 三、定價壹部金貳拾五錢(郵税金貳錢)
- 四、壹口參拾部以上の申込は貳割引
- 五、講習會員の申込は參割引(部數に不拘)
- 六、代金は凡て前金にて振替口座へ拂込の事

鐵道講習錄

會費壹ヶ月金拾五錢
 半學年(十一ヶ月)金壹圓五拾錢
 會則其他詳細を知らんとする人
 は貳錢切手を封入して申込あれ

本講習錄は一昨年七月の創刊に係り本邦に於ける斯種事業の鼻祖たり之が第壹期講習は二十二號を重ねて本年四月に完結を告げ世上に約せし處を果したり昨年八月より開始せる第二期講習は第壹期講習によりて得たる經驗に徴し増補訂正を加へたるものにして今や第十號を發行するに至れり會員の數實に壹萬參千其分布は内地全線は勿論遠く朝鮮臺灣滿洲に及び其如何に現業員諸士の執務に須要なる智識を供給するかは各方面に歓迎せらるゝ事實之を證明して餘りあらん

第二期講習錄は目下増版第壹號より取揃へあれば何時にても入會を諾す篤學の士よ好機を逸する勿れ

第二期講習科目

- | | | | | |
|-------|--------|-----|--------|-----|
| △電氣工學 | △線路 | △車輛 | △機械 | △動力 |
| △列車運轉 | △機關車運轉 | △信號 | △電信 | △電話 |
| △旅客 | △貨物 | △統計 | △帳表 | △國語 |
| △漢文 | △作文 | △英語 | △鐵道用語等 | |

尙ほ本會は左の諸氏を名譽會員とし常に多大の援助と指導とを受くるの光榮を有す

工學博士 平井晴二郎閣下	野村彌三郎閣下
工學博士 大屋權平閣下	藤田虎力閣下
工學博士 野村龍太郎閣下	長尾半平閣下
山内一次閣下	新元鹿之助閣下
長谷川謹介閣下	井出繁三郎閣下

運轉信保安規程全集

〔ボツケツト形〕
紙數約三百五十頁

大正二年六月五日發行豫定

定價參拾錢(郵稅) 講習會員は貳割引

本會が貨物規程全集を發刊するや非常の歡迎をうけしにより更に一步を進めて實務に精通せる人々に託して鐵道保安に關する規則を網羅せる書冊を發行せんとす

●本書の價値に就きては敢て自ら贅せず左記の目次は之を説明して餘りあるべし

- 鐵道建設規程
- 鐵道運轉規程
- 鐵道列車保安規程
- 鐵道信號規程
- 火藥類鐵道運送規程
- 鐵道軍事供用令
- 鐵道軍事輸送規程
- 鐵道運轉及信號取扱心得
- 鐵道運轉及信號取扱心得中貨車車軸計算方の件
- 標準勾配算定方の件
- 一手用制動機付「ボギー」車の制動機軸數計算方の件
- 一列車運轉及信號取扱心得中急勾配線路の標準勾配
- 一補助機關車を後部に聯結すべき區間
- 一二車に跨る貨物積載車其他聯結手續
- 一罐入石油類積載木製有蓋貨車を混合列車に聯結し得る區間
- 一罐入石油類積載木製有蓋貨車を信越線内混

- 一合列車に限り聯結輸送方の件
- 一石炭積載木製有蓋貨車を兩毛線内混合列車に限り聯結輸送方の件
- 一同上貨車を北海道管内各線混合列車に限り聯結輸送方の件
- 一列車運轉及信號取扱心得第二十三條に依る備品積載方の件
- 一同上備品反對となるも其儘とすべき區間の件
- 一列車運轉及信號取扱心得第二十六條第二項の件
- 一列車運轉及信號取扱心得第四十八條に依る取扱手續に關する件
- 一列車運轉及信號取扱心得中例外取扱方法
- 一列車側制動機緊縮及緩解場所
- 一停車場内配線が二列車以上相互運轉線路を支障の場合と雖も支障する虞なきものと心得方の件
- 一同時に著發せしめ得る驛所
- 一轉轍器取柄支持方の件
- 一通過區域誤用の場合に於て指導法を施行せざる件
- 一列車運轉及信號取扱心得第百十六條第二號

- 一の條件を省畧し得ざる驛に關して局所長指定及報告の件
- 一同上條件を省畧し得ざる驛所
- 一上下兼用の場内信號機設置驛に於ける防護區域の件
- 一停車場構内外境界の件
- 一常置信號機が轉轍器と聯動の裝置を施しある場合取扱方各管理局の遠示
- 一場内信號機の設けなき停車場に於ける手合圖現示方
- 一手合圖及汽笛合圖に關する件
- 一複線に於ける列車信號の法式に依り單線を運轉することを得べき區間の件
- 一後部兩側信號の掛け方の件
- 一停車場内に停留する機關車夜間信號燈揭示の件
- 一列車運轉及信號取扱心得第二百二十一條に依り晝間に於て夜間の信號を用ふる隧道
- 一列車組成に關する心得
- 一畜畜車其他惡臭を發する貨車は旅客又は混合列車の前部に聯結し得ざる件
- 一以下三十六件略す
- 一附圖 三十餘

工學博士 平井晴二郎閣下題辭
工學博士 野村龍太郎閣下序文

高橋豊次郎君著

鐵道信號法

(版二)

紙數四百四十餘頁
總數四百四十餘頁
精緻圖版約二百箇
正價金壹圓貳拾錢(内地小包料)

本書は信號保安に關する發達原理構造に就て詳述せるものに係り、殊に聯動裝置を精舒して至らざるところなく、而かも行文極めて平易何人と雖も了解に苦むことなし

野村副總裁本書に序して曰く

高橋豊次郎君は篤學の士なり、其の會て官設鐵道に従事するや公務の餘閑、鐵道信號に關する學理を研鑽し孜孜として倦まず大に得る處あり、爾後民間工業界に入りて以來も尙且傍ら之が講究を怠らず以て益其蘊奥を闡かむとす、同時に我邦從來這種の著書に乏しく學者の津涯に迷ふもの多きを憂ひ夙に之が編述に着手し頃者漸く完成を見るに至り予に其の稿本を示さる、乃ち就て之を閱するに鐵道信號の通論より其の各種の方式に對する意義、構造、用法に至るまで概ね備はらざるなく而かも編次宜しきを得、説明亦懇切にして眞に好著と稱するを得べし、殊に本書に於て多とすべきは、中略、頗る微細に互りて論述し其の筆端間々歐米の新著にすら未だ窺ふべからざる論點にまで及べるが如き以て本書の特色一斑を推するに足らむ

339

228

